令和7年度

高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品認定事業

募集要領

令和7年6月作成

高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会

〒370-8501　高崎市高松町 35 番地 1　高崎市商工観光部観光課内
電話番号　027-321-1257

Ⅰ 概略（申請書の提出から認定までの流れ）

申請書等の提出から認定までの流れ

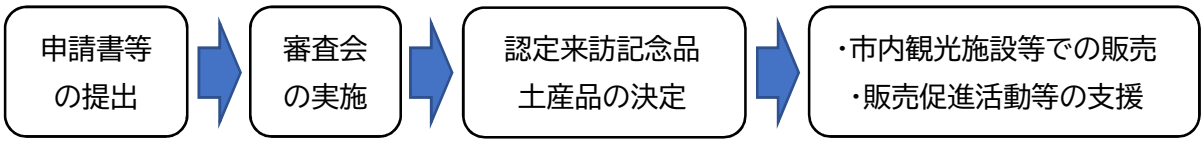

1　申込書の入手

・入手方法：高崎市観光課及び一般社団法人高崎観光協会のホームページからダウンロードしてください。

2　申請書記入、申請

・本募集要領や事業要綱を確認のうえ、申請書及び事業計画書等をご準備いただき、募集期間内に事務局に郵送もしくはメールにて提出してください。

【申込書類提出先】 高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会事務局
〒370-8501　高崎市高松町 35 番地 1　高崎市商工観光部観光課内
E-mail:kankou-oguri@city.takasaki.gunma.jp

※郵送の場合は、簡易書留等の追跡が可能な方法で郵送してください。

3　審査

・提出資料をもとに、高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会で適宜審査を行います。
・必要に応じて追加書類の提出や説明を求めたり、確認のために連絡することがあります。
※審査前に認定を受けたい来訪記念品・土産品の実物を提出していただきます。
　審査日については概ね1か月前にご連絡いたします
　（食品の場合は賞味期限内のものを提出してください）。

4　認定来訪記念品・土産品の決定

・審査の結果、通知書にて、認定または不認定の通知をします。

（以下、認定された場合のみ）

5　市内観光施設等での販売及び販売促進活動等への支援

・認定後、速やかに市内観光施設（相間川温泉ふれあい館、はまゆう山荘、道の駅くらぶち小栗の里、高崎じまん等）及び市内外のイベントにて土産品の取扱いを行います。
・高崎観光協会や高崎市ホームページでの商品紹介、その他販売促進活動に対して積極的に支援を行います。
・認定来訪記念品・土産品については、原則令和10年度まで活動を支援いたします。
※自社に販売所等がある場合は、積極的販売をお願いします。
※認定来訪記念品・土産品には、必ず協議会で用意したロゴマークを使用してください。

Ⅱ　本事業の概要

1　事業の目的

本事業は、地域資源を活用し、小栗上野介忠順（以下、「小栗公」という。）にちなんだ来訪記念品・土産品を販売することで、小栗公の実績を市内外に広く周知するとともに、地域の魅力発信及び観光振興を目的とする来訪記念品・土産品に対して支援を行います。

開発する商品は、一般消費される物や贈答または土産品として利用される商品であり、小栗公及び高崎市をイメージできるものであることが条件です。

※加工食品（ジャム等）、和・洋菓子（まんじゅう・クッキー等）、工芸品（木工品、扇子等）など

2　事業内容

（1）開発方針

①小栗公の名を広める来訪記念品・土産品であること
②小栗公及び高崎市を連想させるパッケージであること
③地域資源を活用すること
④安心・安全・高品質であること
⑤欠品することなく1年以上安定的な供給が可能であること

（2）対象者

申請対象者は、群馬県内に事業所を有する事業者とします。

（3）認定期間

認定日から令和10年3月31日（金）まで

Ⅲ　申請手続き等　　申込書等提出から認定までの流れ

※申請書類は、高崎市観光課のホームページからダウンロードしてください。

1　申請書等の提出

（1）申請書類　　以下の書類を提出してください。

提　出　書　類	様　　式　　等
高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品認定事業申請書	様式第1号
高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品認定事業調書	様式第2号
土産品の概要がわかるもの	申請書に添付
事業における各種許可証等の写し	営業許可証、食品衛生責任者等許可証などの写し
その他	会長が必要と認めるもの

※用紙サイズは日本産業企画 A4 判で統一し、左上1か所クリップ止め（ホチキス止めは不可）してください（片面印刷）

※審査前に認定を受けたい来訪記念品・土産品の実物を提出していただきます。審査日については概ね1か月前にご連絡いたします。

（2）提出方法

申請書類一式を郵送もしくはメールにて提出してください。

提出部数：1部　　※書類提出先は P1を参照

（3）募集期間

令和7年12月31日（水）まで　※当日消印有効（郵送の場合）

（4）その他

・申請については、1事業者1商品の提出でお願いします。

・提出された申請書類等は、返却できません。

・開発に必要な費用等は事業者負担となります。

2　審査について

高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会による審査（審査項目は以下のとおり）の結果、「高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品審査結果通知書（様式3号）」にて認定または不認定の通知をします。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

【審査項目】

・地域性	・商品性	・実現可能性	
・新規性及び創造性	・持続可能性	・PR 効果	・その他

3　認定来訪記念品・土産品の変更または中止・廃止について

（1）提出書類

すでに認定を受けた来訪記念品・土産品を変更または中止・廃止する場合、以下の書類を提出してください。

提　出　書　類	様　　式　　等
高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品認定事業変更（中止・廃止）申請書	様式第4号
変更に関する書類	任意（変更後の状態がわかるもの）
その他	会長が必要と認めるもの

（2）提出方法

申請書等一式をメール、郵送もしくは持参してください。

提出部数：1部　※書類提出先は P1を参照

Ⅳ　その他留意事項

1　不正行為や法令違反等に対する処分について

認定後、申請内容等の不正が発覚した場合は、認定の決定を取り消すことがあります。

2　検査

認定来訪記念品・土産品の製造状況確認や検査のため、当会が認定期間中に実地検査に入ることがあります。

3　認定来訪記念品・土産品の提供

(1)品質確認ため、認定来訪記念品・土産品の無償提供を求めることがあります。
(2)広告宣伝物制作等に使用するため、**認定来訪記念品・土産品の「無償提供」を求めますので、対応をお願いします。**

4　パッケージデザインにおけるロゴの使用について

本事業で認定した来訪記念品・土産品と分かるよう、**必ず協議会で用意したロゴデータを使用したパッケージの制作**をお願いします。
※ロゴデータについては認定後、各事業者へ支給します。

5　取材の協力について

認定来訪記念品・土産品を PR するため、**積極的に取材等の対応をしてください。**

6　売上報告について

認定来訪記念品・土産品の販売状況を確認するため、売上報告(自店・オンライン・イベント等)を**年2回程度求めますので、対応をお願いします。**

Ⅴ　お問い合わせ先

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1
高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会事務局(高崎市商工観光部観光課内)
担　当 :原田、小見
電　話 :027-321-1257、ＦＡＸ :027-325-4879
E-mail :kankou-oguri@city.takasaki.gunma.jp